

平成三十年度 大学院人文科学府修士課程第2期入学試験問題

( 日本史学 )

次の一々八の設問から六問を選び解答せよ。但し、解答はすべて縦書きとすること。

一 日本古代史の研究に際して用いられる出土文字資料にはどのようなものがあるか、すべての種類について、一つ以上の例を挙げながら説明せよ。

二 左に掲げた史料（『令集解』田令荒廢条）に関する設問（一）～（四）に答えよ。

凡公私田荒廢。

謂。位田。賜田及口分墾田等類。是為私田。自余者皆為公田。[釈云]。口分墾田等謂之私田也。乘田謂之公田。[穴云]。公。謂上条乘田也。其寺神田。量狀亦可為公田也。自余雜色田皆為私田。雖職位功田。若盜作日苗子還官主者。可云主故（今師云。治田亦准私田）。闕官田為无主故。若有借佃者。約公田廼。

三年以上。有能借佃者。經官司。判借之。

穴云。問。荒廢之田。聽官司借作哉。答。不可聽也。非空闲地之故。縱有任土人亦不許也。問。荒廢二年以下有借佃者何。答。有催課文。无禁留文。然則借佃者聽。但不依三年六年還法。当年之後還官主。問。口分田及雜色田等。荒廢經年序。未知。以幾年退代哉。答。依荒廢不合退代也。但溝井崩失。不得耕作者。換班給也。為与被侵水无殊也。[宋云]。

荒廢三年以上。謂注官帳。未注並同者。未知。凡計三年。自不佃年初計不。又注官帳。何以所知。答。每年可勘治田之熟不也。而則自不作年始可計三年。問。若三年之後。將田主佃者雖有借人不与何。答。雖有借人不免耳（未）。[古記云]。

荒廢三年以上。謂堤防破壞不堪修理。仍有能修理佃者。判佃之也。主欲自佃先尽其主。謂他人先請願佃。經官司訖。後

主聞他人佃。而未申自佃者。縱雖後申猶令主佃。開元令云。令其借而不耕。經二年者。任有力者借之。即不自加功。轉分与人者。其地即廻借見佃之人。若佃人雖經熟訖。三年之外。不能種耕。依式追収。改給也。荒地。謂未熟荒野之地。先熟荒廢者非。唯荒廢之地。有能借佃者判借耳。

雖隔越亦聽。

謂。仮如。甲郡人。欲佃乙郡田聽也。跡云。雖隔越。謂国内之人耳。若他国人願借佃者。申官聞処分耳。穴云。雖隔越亦聽。謂所部一国之内是。朱云。雖隔越亦聽。謂国内人也。若越国界。申官聞処分者。

私田三年還主。公田六年還官。

(中略)

限滿之日。所借之人口分未足者。公田即聽充口分。

(中略)

私田不合。其官人於所部界内。有空閑地願佃者。任聽營種。

(中略)

替解之日還公。

古記云。替解日還官収授。謂百姓墾者待正身亡。即収授。唯初墾六年内亡者。三班収授也。公給熟田。尚須六年之後収授。況加私功。未得実哉。挙輕明重義。其租者。初耕明年始輸也。開元式第二卷云。其開荒地。經一年収熟。然後准例。養老七年格云。其依旧溝墾者。給其一身也。新作堤防墾者。給伝三世也。国司不合。天平十五年五月廿七日格。勅。如聞。墾田縁養老七年格限滿之後。依例収授。由是農夫怠倦。開地復荒。自今以後。任為私財。無論三世一身。悉咸永年莫取。其国司在任之日墾田。一依前格。但人為開田占地者。先就国申請。然後開之。不得因茲占請百姓有妨之地。若受地之後。至三年。本主不開者。聽他人開墾。其親王一品及一位五百町。二品及二位四百町。三品四品及三位三百町。四位二百町。五位一百町。六位以下八位以上五十町。初位以下至于庶人十町。但郡司者。大領。少領卅町。主政。主帳十町。若有先給地數過多茲限。便即還公。奸作(許)隱欺。以法科罪。国司在任之日墾田。一依前格。

(一) 令文全文を読み下し、次いで、現代語に訳出せよ。

(二) 史料の中から、『令義解』の注釈部分を、すべて書き出せ。

(三) 四角で囲った『令集解』諸説について、年代順に並べ、それぞれの特徴を述べよ。

(四) 傍線を付した「開元令」「天平十五年五月廿七日格」について、それぞれ解説せよ。

三 次の史料は、天正六年（二五七八）九月十一日、足利義昭が薩摩の島津義久に宛てて出した文書である。史料を読み、設問（二）～（五）に答えよ。

就歸洛之儀、輝元（毛利）申越間、染筆候、然者諸国士卒可勵忠功由、無二令言上、既及行候、自然從豊州至防長取出、入洛可相妨候哉、然間為手合、防長両国人数、向豊筑来春頼可差渡条、豊後表可乱入事、併可為供奉同前忠儀候、此度別而馳走、偏頼入候、猶輝元（小早川）・隆景（吉川）・元春（吉川）可申候也、

九月十一日

（足利義昭）  
（花押）

島津修理大夫とのへ

〔島津家文書〕

（一）本文を書き下せ。

（二）本文中の「既及行候」の「行」とは、どのような意味か答えよ。

（三）本文中の「豊後」は、戦国大名大友氏の領国である。この史料から、①大友氏が取ろうとしている行動と、②それに対して、足利義昭が計画している行動を記せ。

（四）足利義昭と敵対する大友氏の背後には、どのような人物がいると考えられるか、記せ。

（五）この史料の文書名を記せ。

四 日本史研究における古文書学の位置について、考えるところを記せ。

五 次の史料は、「口之津連判状」と呼ばれる史料の後半部分である。これを読み、設問(一)～(三)に答えよ。

著作権上の理由により、  
WEB公開版では、問題文から  
削除した。

(Digital Vatican Library より)

(一) この史料について、墨書き部分の積文を作成せよ。但し、ローマ字書きの部分、及び印鑑については省略してよい。なお、改行は史料のそれに従うこと。また、漢字及び変体仮名は、現行通用の字体を用い、適切な位置に読点を付けること。

(二) 史料の作成時期における江戸幕府の禁教政策について述べよ。

(三) 「口之津」は肥前国島原半島にある地名である。この史料が作成されて以降、「島原の乱」に至る経緯を、島原・天草地域の歴史に則して、10行程度で説明せよ。

六 日本近世史に関する次の語句（二）～（四）を説明せよ。

（一）シャクシャインの戦い（寛文蝦夷蜂起）

（二）尾形光琳

（三）『草茅危言』

（四）為替手形

七 次の史料は、昭和十一年（一九三六）の枢密院委員会の記録である。これを読み、設問（二）～（三）に答えよ。

著作権上の理由により，WEB公開版では，問題文から削除した。

著作権上の理由により、WEB  
公開版では、問題文から削除  
した。

(アジア歴史資料センター所蔵)

(二) 冒頭部にある「今朝帝都ニ起リタル凶変」について、その内容を説明せよ。

(三) 史料の16行目「原顧問官」以降、「閉会を宣ス」までの部分について、解釈せよ。但し、その際、「国体明徴」・「本案」については、その内容を解説すること。

(三) この史料で記された事件が起きた背景と、この事件に対する内閣の対応について述べよ。

八 日本の近現代における政治とマスメディアとの関連について、自由な観点から15行程度で論ぜよ。